

# 卓 話

平成 14 年 1 月 29 日

## 「電子申告」について

田辺 雅範 会員

現在政府全体で、情報通信技術(IT)による産業・社会構造の変革(いわゆる「IT 革命」)に取り組んでおり、電子政府の実現に向けた施策を推進していますが、国税庁でも税務行政の IT 化として、電子申告を平成 15 年より運用開始すべく検討を進めています。

この卓話では、税務行政の IT 化についてお話いたします。

国税庁は平成 7 年以来進めてきた KSK(国税総合管理)システムを全国の 12 国税局・524 税務署に平成 13 年 11 月までに導入し、全国の全ての税務署が一元的なコンピューターのネットワークで結ばれました。(この関係で名古屋局管内の今年からの所得税確定申告様式が変わりました。)

国税関係の電子化は、私たちに関係するところでは、平成 10 年 7 月より施行された電子帳簿保存法(正式名称は「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成 10 年法律第 25 号)」)があります。これは、これまでは紙に出力して保存しなければならなかったコンピュータ作成の帳簿書類について、平成 11 年 1 月以後備え付ける帳簿等からは、一定の要件の下に、磁気テープや光ディスク(CD-R)などに記録した電磁的記録(電子データ)のまま保存することができるようになったものです。平成 12 年 6 月末現在で 8,531 件の申請件数となっています。

次に今回の主題の「電子申告」についてです。1980 年代後半からアメリカ、カナダ、オーストラリアなどで税金の「電子申告(E-File, ELS)」が広く普及してきており、国によっては「文書申告(Paper Filing)」にかわって「電子申告」を原則とする動向もあるとのこと。現在「電子申告」はアメリカ、カナダ、イギリス、フランス、ドイツ、フィンランド、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、韓国で行われているようです。



日本では平成7年10月の全国国税局長会議で「電子申告」制度導入がアナウンスされ、平成11年6月より「申告手続の電子化等に関する研究会」(座長・水野忠恒一橋大学教授)が設けられ、課税庁主導でこの制度の構築が進められてきました。この検討結果をもとに平成12年9月より平成13年3月まで電子申告の実験が行われました。

この実験は、平成13年2月にプロ野球巨人の松井選手がキャンプ地宮崎からノートパソコンでインターネットを利用して自分の申告をしたという新聞記事でご存知の方もいると思います。

この実験は、東京国税局麹町税務署と練馬東税務署の2署において、申告所得税、法人税、消費税及び源泉所得税を対象税目とし、平成12年9月より実験参加納税者の公募、10月に実験参加納税者の決定、国税庁が配布したソフトウェアを利用して申告データを作成し、インターネット等を通じて電子申告実験受付システムとの間で本人確認を行った後、暗号化した申告データを送信するというものです。データ送信期間は、法人納税者は平成12年11月27日から平成13年3月15日までで、個人納税者は平成13年2月1日から3月15日までとなっていました。

この実験に参加した納税者数は法人498件、個人273件、合計771件でした。税目別送信ファイル数は法人税690件、法人消費税281件、申告所得税356件、個人消費税25件、源泉所得税101件、合計1,453件でした。時間帯別送信状況を見ると、昼間48%、夜間40%、深夜・早朝12%となっています。また、利用したソフトウェアは、申告帳票をイメージした「帳票型」78%、表計算ソフトによる「表計算型」5%、対話形式の「対話型」1%、既存の税務会計ソフトのデータ利用16%でした。(税理士委任分が83%というのが影響しているかもしれません。)

国税庁のKSKシステムがこの「電子申告」も視野にいれたものであることは申し上げるまでもありませんが、更に電子納税や税務情報の分析・活用を行い適正・公正な課税を図るためのものと説明しています。

この「電子申告」の本格導入により、もしかしたら給与所得者の年末調整制度にかわり、全て確定申告による所得税申告になるやもしれません。